事務所通信

2012年7月号　No.85

（ユリ）

CONTENTS

- 所長コメント …人間学入門 P1
- 法人税法上の欠損金 P2
- 労災保険の特別加入 P3
- オリンピックの報奨金 P4
- 税務Q&A P5
- お知らせ　おもしろ雑学 P6
- 休日カレンダー　あとがき P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057　新潟県糸魚川市南寺町3-7-7

TEL　025-552-0678　　FAX　025-552-3824

ホームページアドレス　http：//www.katozeirishi.jp

所長コメント

人間学入門

大和ハウス工業会長　樋口武男氏は『我が熱湯経営の歩み』という文章の中で、プラス思考ができない人間はいい知恵は生まれないし、いい人との出逢いもないと話され、成功・失敗する人について次のように掲げています。

成功する人の 12 ヵ条

1. 人間的成長を求め続ける
2. 自信と誇りを持つ
3. 常に明確な目標を指向
4. 他人の幸福に役立ちたい
5. 良い自己訓練を習慣化
6. 失敗も成功につなげる
7. いまここに 100％全力投球
8. 自己投資を続ける
9. 何事も信じ行動する
10. 時間を有効活用
11. できる方法を考える
12. 可能性に挑戦しつづける

失敗する人の 12 ヵ条

1. 現状に甘え逃げる
2. 愚痴っぽく言い訳ばかり
3. 目標が漠然としている
4. 自分が傷つくことは回避
5. 気まぐれで場当たり的
6. 失敗を恐れて何もしない
7. どんどん先延ばしにする
8. 途中で投げ出す
9. 不信感で行動できず
10. 時間を主体的に創らない
11. できない理由が先になる
12. 不可能だ、無理だと考える

人生・仕事において幸・不幸、成功・失敗がありますが、すべて心（考え方）で決まるのではないでしょうか？

法人税法上の欠損金

1．欠損金の繰戻し還付制度

（1）適用を受けるための要件等

事業年度	対象法人	適 用 要 件
通常の事業年度	①資本金の額等が１億円以下の普通法人 ②公益法人等 ③協同組合等 ④人格のない社団等	①欠損事業年度の青色申告書を提出期限までに提出 ②還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書を提出 ③①の青色申告書と一緒に還付請求書提出
清算中の事業年度 または 解散等の特別な事業年度 (注)	制約なし	①解散等の事実が生じた日以後１年以内に還付請求 ②還付所得事業年度から欠損事業年度まで連続して青色申告書を提出

(注) 解散等の特別な事業年度

① 解散（適格合併による解散を除く）　② 事業の全部の譲渡

③ 更正手続きの開始（更正手続きの開始の申立て）

④ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより「青色欠損金の繰越控除」の規定の適用を受けることが困難になると認められること

⑤ 再生手続き開始の決定　なお、解散等があった場合は、その解散等の事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度、またはその事実が生じた日の属する事業年度に生じた青色欠損金が繰戻しの対象になります。

（2）法人税の還付額の計算

法人税の還付額＝還付所得事業年度の法人税額×(欠損事業年度の欠損金額÷還付事業年度の所得金額)

（3）還付法人税額の処理

欠損金の繰戻し還付を受けた法人税額は所得に含まれず、税金はかかりません。 ただし過誤納金があった際などに、還付を受けた法人税額に加算される還付加算金は所得に含まれ税金が課されます。

2．欠損金の繰越控除制度

（1）適用を受けるための要件

① 欠損金の生じた事業年度において青色申告書を提出している。

② 欠損金の生じた事業年度後その欠損金を控除する事業年度まで連続して確定申告書(白色含む)を提出している。

（2）注意点

① 適格組織再編成において、未処理欠損金が合併法人等で引継や利用が制限される場合がある。

② 欠損等法人を買収した場合に、その欠損等法人の欠損金の利用が制限される場合がある。

＜ 山 口 ＞

労災保険の特別加入

～中小企業の経営者や自営業者でも、
労災保険に加入できる制度があることをご存じでしょうか？～

労災保険は労働者（従業員）が業務中や、通勤途上での事故や災害によるケガ、病気、障害等を補償する保険であるため、本来社長や役員等は加入することができません。しかし、中小企業経営者、一人親方、自営農家などであっても、一定の場合には労災保険への特別加入が認められます。

労災保険の特別加入とは？

通常、経営者自身が業務中の事故等によってケガをした場合、その治療代等は全額自己負担（１０割負担）になります（業務中の事故の場合は、健康保険が適用されません）。しかし、労災保険に特別加入していれば次の①～④のような場合、労災保険から補償を受けることができますので、事故等が発生しやすい業種、職種の人は特別加入しておくと安心です。

①負傷した場合　②疾病にかかった場合　③障害が残った場合　④死亡した場合　等

○加入できる「中小事業主等」

①一定の労働者数を常時使用する事業主

業　　種	労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	５０人以下
卸売業、サービス業	１００人以下
上記以外の業種	３００人以下

②上記①の事業主の家族従業員、役員など。

○自営業者や自営農家、家内労働者などの場合

一人親方などの自営業者や自営農家、危険度の高い作業を行う家内労働者でも、労働保険の特別加入の対象となる場合があります。

【例】●個人タクシー、個人貨物運送業者等　●大工、左官、とび職等の建設業　●漁業（漁船での漁、水産動植物の採捕）、林業　●再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業　●一定規模以上で耕作、栽培、畜産を行う自営農家　●プレス機械、研削盤、有機溶剤などを使用して作業を行う家内労働者　●国内の事業から、海外工場や現場、現地法人などに派遣される人　等々

○加入するには？

加入には、全国の労働保険事務組合に保険事務を委託する必要があり、同組合を通じて労働基準監督署へ申請します。

※特別加入の詳細については、最寄りの労働基準監督署、または厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

＜　斉　藤　＞

オリンピックの報奨金

第３０回目を迎える記念すべき夏期オリンピックが７月２７日から（サッカーは７月２５日から）８月１２日までの期間、イギリスのロンドンで開催されます。今回は、オリンピックでメダルを獲得することができた選手に対して支払われる「報奨金」と課税関係についてご紹介します。

・(財)日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）が支給するもの

金メダル　……　３００万円
銀メダル　……　２００万円
銅メダル　……　１００万円

報奨金の支給が始まったのは平成４年のアルベールビル冬季オリンピックからです。

(財)日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）からの報奨金に対しては、平成６年の税制改正により所得税が課税されないことになりました。この改正のきっかけとなったのが、バルセロナ大会での岩崎恭子選手の金メダルです。中学生が国のために頑張って金メダルを獲得したのに税金を取るのはおかしいと話題になり、このことがきっかけでオリンピックの報奨金に対して所得税が課税されなくなったのです。

さらに平成２２年度税制改正においてＪＯＣからの報奨金に加えて、ＪＯＣに加盟している一定の団体からの報奨金で一定額までについても所得税が課税されないことになりました。ただし、上記以外の団体やスポンサー、企業からの報奨金については所得税が課税されます。

さて今大会で日本選手団はいくつメダルを獲得することができるでしょうか？

＜　伊　藤　＞

Q 源泉所得税の納期の特例という制度があると聞きました。
どういった制度でしょうか？

A 源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月 10 日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時 9 人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

これを納期の特例といいます。

この特例を受けていると、その年の 1 月から 6 月までに源泉徴収した所得税は 7 月 10 日、7 月から 12 月までに源泉徴収した所得税は　翌年 1 月 20 日※が、それぞれ納付期限になります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。

※平成 24 年 7 月 1 日以後に支払うべき給与等から改正されます。

源泉所得税の区分	納期限	
	改正前	**改正後**
1 月から6月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	7 月 10 日	**7 月 10 日**
7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	翌年 1 月10日	**翌年 1 月20日**
「納期限の特例」の届出書を提出している者で一定の要件を満たす場合	翌年 1 月20日	**廃止**

＜　丸　田　＞

研　修　予　定

日　　時	研修内容	場　　所	講　　師	参加費
7月23日（月） 午後6時30分～	テルモ経営研究会 商売繁盛のための ビジネス心理学　超入門	加藤輝守税理士事務所 ２Ｆセミナールーム	ファーストアドバンテージ(有) 酒井とし夫　先生	２，０００円
８月３日（金） 午前１０時００分 ～ 午後　４時００分	日本政策金融公庫 『一日公庫』	加藤輝守税理士事務所 ２Ｆセミナールーム	日本政策金融公庫 高田支店	－

お客様をご紹介ください！

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします！

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～　おもしろ雑学　～　　ほこり

ほこりは実は人間の生活に役立っている。空気中のほこりは、水蒸気が水の粒を形成するための芯になり、雨や雪ができるために重要な働きをしている。もし空気中にほこりが全くなかったら、水蒸気はなかなか凝結せず、雨が降らなくなるのである。

教育モチベーションカレンダー　おもしろ雑学より（担当：那須）

■■■■　休日カレンダー　■■■■

７ 月 （ 文月 ） ＪＵＬＹ

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 伊藤、田中
8	9	10	11	12	13	14 倉又、山田
15	16 海の日	17	18	19	20	21 斉藤、池原
22	23 テルモ経営研究会	24	25	26	27	28
29	30	31				

・網掛けの日が当事務所の休日です。
（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

７月の税務

７月１０日　平成２４年６月分源泉所得税・住民税の納付
７月１７日　所得税の予定納税額の減額申請
７月３１日　平成２４年５月決算法人　法人税等・消費税確定申告・納付
平成２４年１１月決算法人　法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成２５年２月、２４年１１月、８月決算法人の消費税の中間申告・納付
所得税の予定納税（第１期分の納付）

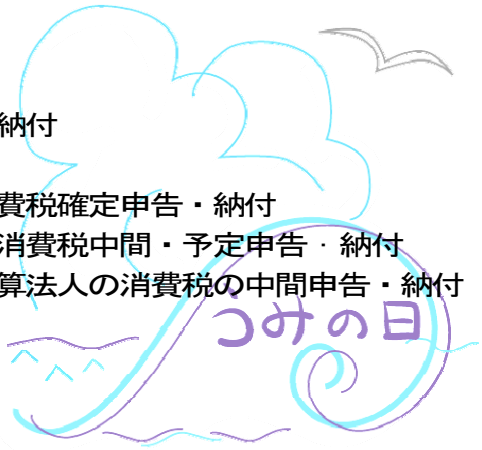

あとがき

段々と日が長くなり、夏が近づいてきました。

今年は昨年以上に電力不足が懸念されているため、エアコンの設定温度を上げるなど節電への意識が強くなっているようです。先日、柏崎に帰省した際もグリーンカーテンやよしずなどの対策をしている家をちらほらと見かけました。

今年の夏は昔ながらの方法で、気温だけでなく、気持ち的にも涼しく過ごしてみるのもいいかもしれません。

＜　村　山　＞